

平成20年4月から老人保健制度が変わります

～後期高齢者医療制度が始まります～

平成20年4月から、現行の老人医療制度が変わり、後期高齢者医療制度が始まります。この制度の対象となる被保険者は、75歳以上の方です。(65歳以上75歳未満で、一定の障がいがあると認定された方も対象となります)

制度の運営は、北海道後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の徴収や各種申請、届け出などの窓口業務は各市町村が行います。

◆後期高齢者医療制度運営の仕組み◆

後期高齢者医療制度の運営は、公費(国・道・市町村)で約5割を負担し、現役世代からの支援(後期高齢者支援金=若年者の保険料)で約4割負担し、残りの1割を後期高齢者の皆さんからの保険料でまかなうことになっています。

公費 約5割 [国:道:町 4:1:1]	
高齢者の保険料 1割 <small>被保険者 (75歳以上の)</small>	後期高齢者支援金 (若年層の保険料) 約4割 <small>各医療保険 (健保、国保等)の被保険者 (0~74歳)</small>

◆保険料は全員が納めます◆

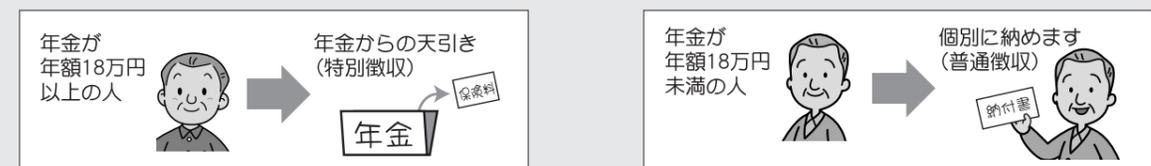
現行の老人医療制度では、加入している健康保険にそれぞれ保険料(税)を納めたり、社会保険などの被扶養者は保険料負担がなかったりしましたが、後期高齢者医療制度では全員が保険料を納めることになります。

保険料の額は、広域連合で決め、道内均一の保険料となります。保険料は、被保険者ごとに算定され、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。



◆保険料の納め方◆

原則として介護保険と同様に、年金(年額18万円以上の方)から天引きされます。ただし、年金が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の1/2を超える方については、納付書などの方法により、納付していただくことになります。



※保険料については、11月下旬に開催された北海道後期高齢者医療広域連合議会で決定されましたが、その詳しい内容については、次回の広報でお知らせします。

北海道後期高齢者医療広域連合ホームページ <http://iryokouiki-hokkaido.jp/>

■問合せ 福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

第3回臨時町議会

平成19年第3回臨時町議会が、11月22日に開催され、提案された補正予算、条例改正の議案が原案どおり可決されました。

□各会計の補正予算

一般会計は、歳入歳出の予算から3,297万6,000円を減額し、予算の総額を41億6,086万5,000円としました。下水道事業特別会計は、歳入の予算に58万1,000円を減額し、予算の総額を2億4,121万9,000円としました。

□水道事業会計補正予算

収益的収入を1億1,200万8,000円減額して総額を1億9,554万8,000円とし、支出を1億8,000万4,000円減額して総額を2億1,309万2,000円としました。

□条例の改正

次の3件の条例が改正されました。

- 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例
- 町長、助役、収入役及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例
- 職員の給与に関する条例

まちづくり懇談会を開催します

今年度の「まちづくり懇談会」を次の日程で開催します。

今回は、町の財政状況など三つのテーマを中心に町民の皆さんと懇談することとしています。この懇談会は、町の現在の状況や考え方を説明し、広く皆さんからご意見をいただく目的で開催するもので、毎年多くの皆さんに参加していただいています。今回も気軽にご参加ください。

■とき

- 12月11日(火) 18時30分～20時30分 公民館多目的ホール

- 12月13日(木) 18時30分～20時30分 ノ出地区ふれあいセンター
 - 12月17日(月) 18時30分～20時30分 総合福祉センター「うらら」多目的研修室
- ※都合の良い日程に合わせてご参加ください。参加報告は不要です。
- 懇談会テーマ(説明項目)
- ①財政状況と住民負担の状況について
 - ②今後のまちづくりについて
 - ③町民基本条例について
- 問合せ 役場企画財政課まちづくり推進係 (☎ 47-2115 役場2階 窓口12番)

道道の除雪に関するお願い

- 除雪は、降雪量が10cm以上となったときに出勤します
- 万が一の際の救出作業は行っていません
車が立ち往生した場合、レッカー会社などの専門業者にご連絡ください。
- 排雪の作業内容を見直します
従来、市街地における排雪は堆雪した雪をすべて取り除いていましたが、これからは部分的に取り除く「カット排雪」を基本としますのでご理解をお願いします。
- 道路への出入り口は各個人(各社)で除雪・排雪をお願いします
道路除雪のあとには各出入り口に雪が残りますが、各出入り口の間の除雪・排雪を行うことはできません。
- 除雪車両に近づかないでください
除雪作業中は大変危険ですので除雪車両に近づかないでください。また、交通誘導員の指示に従ってください。
- インターネット道路情報 <http://info-road.hdb.go.jp>
- 問合せ 北海道網走土木現業所北見出張所施設保全室 (☎ 25-7311)

70歳から74歳まで 医療費窓口1割負担 1年間据え置きに

平成20年4月から平成21年3月までの1年間、窓口負担が1割に据え置かれます。(詳細が決まり次第あらためてお知らせします)

※すでに3割負担されている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障がい認定を受けた方は除きます。
※昨年の制度改正で、平成20年4月から2割負担に見直されていたものを据え置くものです。